

登記年月日：平成27年3月17日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局豊川出張所管轄)
令和5年1月20日 名古屋法務局

登記官

武田聡



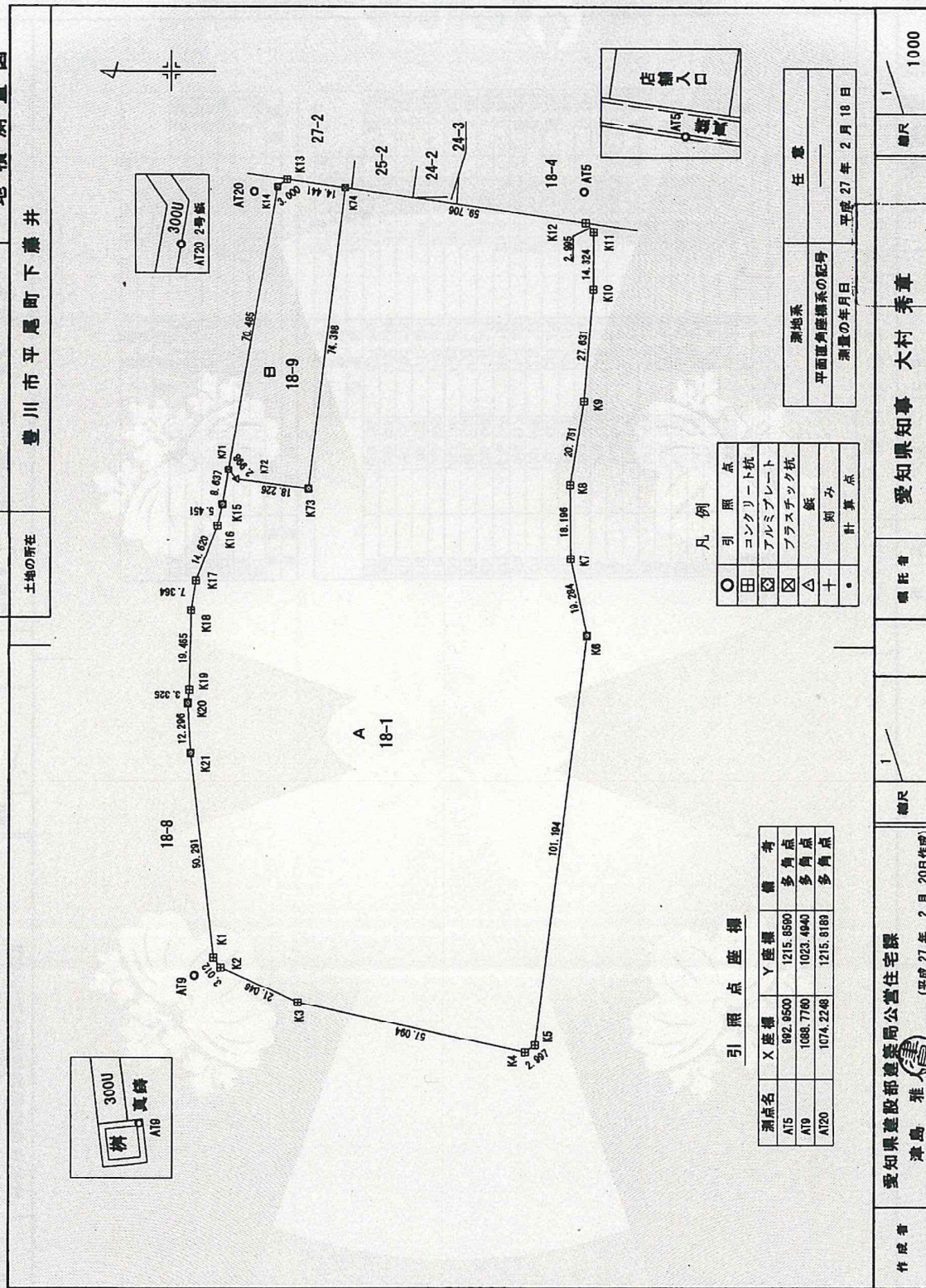
公 用

請求番号：21-2

土地測量図

地番 18-1, 18-9

土地の所在 豊川市平尾町下藤井



凡例

引照点	測量点
○	田
□	コンクリート杭
△	アルミブレード杭
△	プラスチック杭
△	鉄 釘
+	知 み
・	計 算 点

引照点座標

測点名	X座標	Y座標	備考
AT5	992.9500	1215.8590	多角点
AT9	1088.7760	1023.4940	多角点
AT20	1074.2248	1215.8189	多角点

測量系	任意
平面座標座標系の記号	
測量の年月日	平成27年2月18日

作成者 愛知県建設部建築局公営住宅課 津島 雅 (平成27年2月20日作成)

確認者 愛知県知事 大村 秀章

縮尺 1/1000

登記年月日：平成27年3月17日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(名古屋法務局豊川出張所管轄)
令和5年1月20日 名古屋法務局

登記官

武田 聡



請求番号：21-2

図
所
在
地
積
測
量

18-1, 18-9

豊川市平尾町下藤井

A 18-1				
地番 測点	Xn	Yn	$\Delta n+1 - Xn-1)Yn$	距離
K1	1083.984	1027.838	-7811.598900	3.012
K2	1082.180	1025.419	-21570.714084	21.046
K3	1062.946	1016.894	-76278.232728	57.084
K4	1007.176	1004.668	-58490.766292	2.997
K5	1004.729	1006.395	-15217.698795	101.194
K6	992.057	1106.792	-6528.478120	19.284
K7	996.119	1125.643	-4713.067241	18.186
K8	996.244	1143.839	-3694.599970	20.761
K9	992.889	1164.327	-6577.293223	27.631
K10	990.595	1191.863	-2797.302461	14.324
K11	990.542	1206.187	2336.384219	2.995
K12	992.532	1208.425	73853.722886	59.706
K74	1051.658	1216.727	82718.67902	74.398
K73	1060.517	1142.858	30785.965962	18.226
K72	1078.595	1145.168	27826.400001	2.998
K71	1080.449	1147.524	3824.322179	8.637
K15	1081.928	1139.014	3052.041772	5.451
K16	1083.129	1133.697	7457.488666	14.820
K17	1088.506	1120.102	7355.799334	7.364
K18	1089.696	1112.835	1835.064915	19.466
K19	1090.155	1093.375	884.540375	3.325
K20	1090.505	1090.068	-397.874920	12.296
K21	1089.790	1077.793	-7028.288153	50.291
借面積			32248.547705	
借面積			16124.2738526	
地積			16124.27	m ²

B 18-9				
地番 測点	Xn	Yn	$\Delta n+1 - Xn-1)Yn$	距離
K71	1080.449	1147.524	11718.883857	2.998
K72	1078.595	1145.168	-22826.400001	18.226
K73	1060.517	1142.858	-30785.965962	74.398
K74	1051.658	1216.727	8620.761971	14.441
K13	1065.958	1218.735	20383.725527	3.000
K14	1068.383	1216.968	17635.501596	70.485
借面積			2746.576988	
借面積			1373.2884939	
地積			1373.28	m ²

愛知県建設部建築局公営住宅課

津島 雅人
(平成27年2月20日作成)

作成者

確認者

愛知県知事 大村 秀章

縮尺

1

様式第 1

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
(担当者名)
(電話番号) < > -
(メー ル)

以下の県有財産の一般競争入札に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

所在及び地番	場所	日時
豊川市平尾町下藤井 1 8 番 9	物件現地	令和 7 年 8 月 2 2 日 (金) 午後 1 時から

県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

愛知県知事殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > -

担当者連絡先	部署名		氏名	
	電話		FAX	
	e-mail			

以下の県有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井18番9	宅地	1,373.28 m ²

- (注) 1 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
 2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。
 3 様式第2（その2）を併せて提出すること。
 4 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

様式第2（その2）
申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	()			
所 在 地				
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

様式第 3

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井 1 8 番 9	宅地	1,373.28 m ²

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

委任者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

(電話番号) < > —

様式第 4

誓 約 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称
及び代表者名

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

様式第 5

入 札 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > ー

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > ー

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
												円
入札保証金額												円

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井18番9	宅地	1,373.28 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
(入札参加申込書への記載と同一とする。)

様式第 1

現地説明会参加申込書

R7. 8. 4～8. 19 までの日付

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

申込人住所
氏名又は名称
(担当者名)
(電話番号) < > -
(メー ル)

法人名(個人で参加する場合は
個人名)を記載し、法人の場合は
当日参加する担当者名及び連絡
先を合わせて記入してください

以下の県有財産の一般競争入札に係る現地説明会に参加したいので申し込みます。

所在及び地番	場所	日時
豊川市平尾町下藤井18番9	物件現地	令和7年8月22日(金) 午後1時から

様式第2（その1）

県有財産一般競争入札参

R7. 8. 4~8. 29 までの日付

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

法人登記簿謄本（現在事項全部証明書）・住民票と一致しているか
電話番号が記載されているか

申込人 住 所 ○○市○○町○丁目○番地
氏名又は名称 株式会社 ○○
及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○
(電話番号) <○○○○>○○-○○○○

【共有の場合の記入方法】

申込人 住 所 ○○市○町○丁目○番	□市□町□丁目□番地
氏名又は名称 (持分1/2)	(持分1/2)
及び代表者名 ○○ ○○	□□ □□
(電話番号) <○○○>○○-○○○	<□□□>□□-□□□

代理人 住 所

氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) <

【代理入札を希望する場合】
代理人欄の内容と委任状（様式第3）
の記載内容が一致しているか

担当者連絡先	部署名	○○課	氏名	×× ××
	電話	××××-×××-××××	FAX	××××-×××-○○○○
	e-mail	△△△△@××××		

以下の県有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井18番9	宅地	1,373.28 m ²

- (注) 1 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
 2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写し（個人番号（マイナンバー）の記載のないもの）を添付すること。
 3 様式第2（その2）を併せて提出すること。
 4 愛知県警察本部長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

申 込 人 情 報

【個人の場合】

【法人その他の団体の場合】

法人登記簿謄本（現在事項全部
証明書）と一致しているか

役員等に関する事項

生年月日が記載されているか

法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員（監査役、監事等を含む）がすべて記載されているか（退任者は記載不要です）

-26-

様式第 3

委 任 状

代理人 住 所 **△△市△△町×丁目○番地**

氏 名 **△△ △△**

様式第 2（その 1）と一致しているか

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井 1 8 番 9	宅地	1, 373. 28 m ²

令和 年 月 日

申込書の日付と一致させる

愛 知 県 知 事 殿

様式第 2（その 1）の申込者と一致しているか

委任者

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目○番地**

氏名又は名称 **株式会社 〇〇**

及び代表者名 **代表取締役 〇〇 〇〇**

（電話番号）<〇〇〇〇> 〇〇 - 〇〇〇〇

様式第 4

誓 約 書

申込書の日付と一致させる

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

様式第 2（その 1）の申込者と一致しているか

氏名又は名称
及び代表者名

株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○

【複数名による入札の場合】

（持分 1 / 2）

○○ ○○

（持分 1 / 2）

□□ □□

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

R7. 9. 8～9. 11 までの日付

入 札 書

令和 年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

様式第 2（その 1）と一致しているか
電話番号は記載されているか

申込人 住 所 ○○市○○町○丁目○番地
氏名又は名称 株式会社 ○○
及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○
(電話番号) <○○○○○> ○○ - ○○○○

下記 予定価格以上の額か
かつ入札保証金の 20 倍以内の額か

代理人 住 所 △△市△△町×丁目○番地
氏名又は名称 △△ △△
及び代表者名 △△ △△
(電話番号) <△△△△△> △△ - △△△△

【代理入札を希望する場合】
代理人欄の内容と委任状（様式第 3）
の記載内容が一致しているか

記											
入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	十	円
				金	●	●	●	●	●	●	●
入札保証金額				金	●	●	●	●	●	●	円

所在及び地番	土地	
	地目	実測面積
豊川市平尾町下藤井 1 8 番 9	宅地	1,373.28 m ²

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
(入札参加申込書への記載と同一とする。)

入札書は封筒に入れ、封緘してください。

【封筒の作成例】

(表)

愛知県知事 殿
令和 7 年 9 月 1 8 日 開札
入札書在中

(裏)

入 札 者 住 所
〔 名 称 及 び 〕
代 表 者 氏 名

県有財産売買契約書（案）

収 入
印 紙

売渡人愛知県（以下「甲」という。）と買受人【※ 落札者名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

区分	所在	地番	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	主要現況等
土地	豊川市平尾町下藤井	18番9	宅地	1,373.28	1,373.28	別紙のとおり ※P.10～17参照

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【※ 落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として金【※ 落札金額の1割以上】円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第20条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さない。

4 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

ただし、契約保証金が、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。

5 乙が第5条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納期限は令和 年 月 日とする。【※ 契約日から15日以内】

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金（現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。）を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現況有姿で引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第13条 乙は、第11条に定める義務に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第20条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第16条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。
- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第18条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速や

かに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復及び返還金等)

第19条 乙は、甲が第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

- 3 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

- 4 甲は、第14条、第15条及び第17条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第21条 甲は、第19条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第22条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第23条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第24条 この契約に関する訴えの管轄は、愛知県庁の所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県
代表者 愛知県知事 大村 秀章

乙 買受人 住所
氏名

入札の公告内容

次のように県有財産（土地）一般競争入札に付します。

令和 7 年 8 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 入札に付する物件

(1) 物件の詳細

所在及び地番	土地		予定価格 (最低売却価格)
	地目	実測面積 (㎡)	
豊川市平尾町下藤井 18 番 9	宅地	1, 373. 28	84, 670, 000 円

(2) 特記事項

- ア 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格未満での入札は無効とします。
- イ 全て現況有姿での引き渡しになります。

2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日付け締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

3 入札心得書及び契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎 2 階）
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 1 日(金)から令和 7 年 8 月 29 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日」)を除く。)

4 入札参加申込みの受付の場所及び日時

入札に参加しようとする者は、事前に入札参加申込書等の提出が必要です。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎 2 階）
- (2) 日時 令和 7 年 8 月 4 日(月)から令和 7 年 8 月 29 日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による入札参加申込みの場合は、令和 7 年 8 月 29 日(金)午後 5 時必着とします。

5 入札書の受付の場所及び日時

以下の場所、日時において、持参又は郵送により入札書を受け付けます。

- (1) 場所 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎 2 階）
- (2) 日時 令和 7 年 9 月 8 日(月)から令和 7 年 9 月 11 日(木)までの午前 9 時から午後 5 時まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送による場合は一般書留又は簡易書留に限り、令和 7 年 9 月 11 日(木)午後 5 時必着とします。

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札金額の 100 分

の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納めなければなりません。

7 開札

- (1) 開札の場所 愛知県自治センター 地下2階 入札室 (名古屋市中区三の丸二丁目3-2)
- (2) 開札の日時 令和7年9月18日(木) 午前10時

8 契約書の作成の要否

要

9 入札の無効

愛知県財務規則(昭和39年愛知県規則第10号)第152条の規定に該当する入札は、無効とします。

10 代金支払方法

納入通知書による一括納入とします。

11 用途等の制限

落札者は、県有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を次の(1)、(2)に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

12 現地説明会の場所及び日時

場所 物件現地(豊川市平尾町下藤井18番9)

- (1) 日時 令和7年8月22日(金) 午後1時から

※現地説明会への参加は任意ですが、参加には事前申込みが必要です。

申込期間: 令和7年8月4日(月)から令和7年8月19日(火)までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

申 込 先: 愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室(愛知県庁本庁舎2階)

※申込みがなかった場合、現地説明会を実施しません。

13 その他

「県有財産一般競争入札のしおり」に記載されている県有財産売買契約書(案)を始め、売払いの詳細を確認の上、入札してください。「県有財産一般競争入札のしおり」は、3(1)の場所で3(2)の期間配布します。

14 問合せ先

愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室 維持・財産グループ

電話 (052) 954-6580 (ダイヤルイン)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

入札のご案内

1 入札参加申込の受付

- (1) 申込期間
令和7年8月4日（月）から令和7年8月29日（金）まで
- (2) 場所
愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎2階）

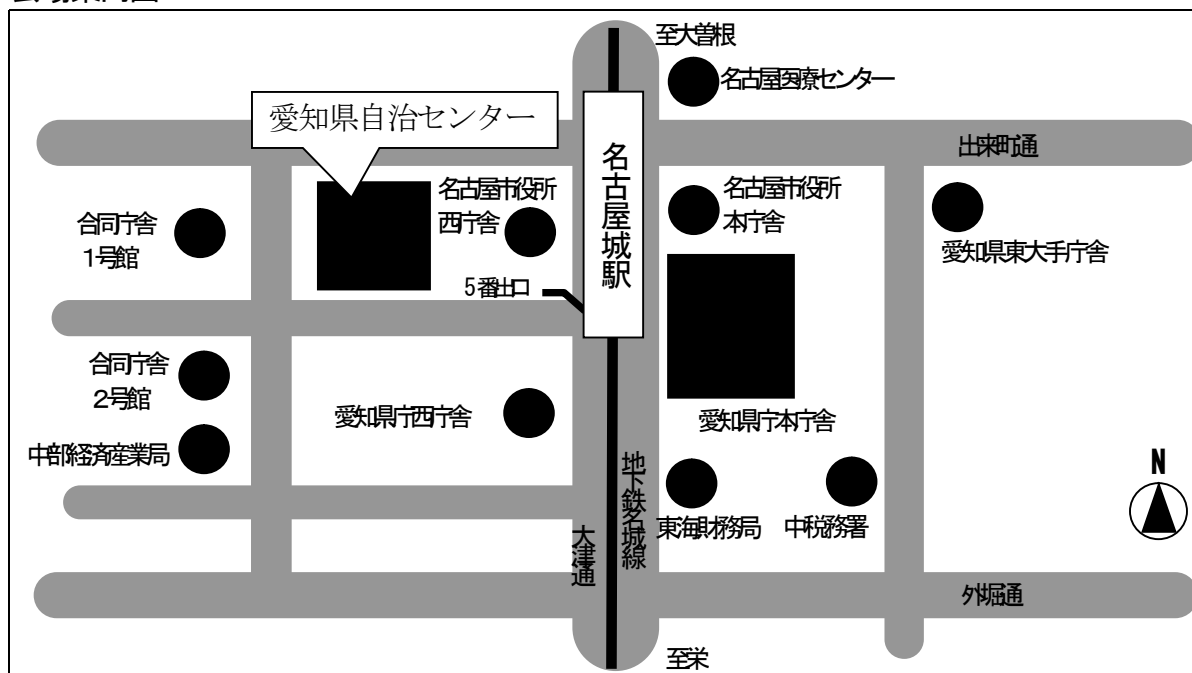
2 入札書の受付

- (1) 入札期間
令和7年9月8日（月）から令和7年9月11日（木）まで
- (2) 場所
愛知県建築局公共建築部公営住宅課県営住宅管理室（愛知県庁本庁舎2階）
- (3) 入札保証金
入札参加申込受付後に県が送付する納付書により、入札金額の100分の5以上の金額の入札保証金を、入札書を提出するまでに指定金融機関等で納付

3 開札

- (1) 日時
令和7年9月18日（木） 午前10時（入札者の立会いは任意です）
- (2) 会場
愛知県自治センター 地下2階 入札室
- (3) 住所
名古屋市中区三の丸二丁目3-2
（名古屋市営地下鉄「名古屋城」駅下車 5番出口より西へ2分）
- (4) 電話
052-954-6580（ダイヤルイン）

会場案内図



（お断り） 駐車場に限りがあり、駐車できない場合がありますので、出来る限り地下鉄、バス等の公共交通機関をご利用ください。